

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月30日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療安全管理部要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(部長、副部長及び部員)</p> <p>第4 部長は、病院長が指名する副病院長をもって充てる。</p> <p>2 部長は、医療安全管理部の業務を掌理する。</p> <p>3 副部長は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 病院長が指名する診療科長又は副診療科長 1人</p> <p>(2) 専任リスクマネジャー</p> <p>4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは職務を代行する。</p> <p>5 部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 病院長が指名する内科系医師及び外科系医師 若干人</p> <p>(2) 病院長が指名する副薬剤部長 1人</p> <p>(3) 病院長が指名する副看護部長又は看護師長 1人</p> <p>(4) 事務局長が指名する事務職員 1人</p> <p>(5) その他病院長が必要と認めた職員 若干人</p>	<p>(略)</p> <p>(部長、副部長及び部員)</p> <p>第4 部長は、病院長が指名する副病院長 <u>(事故防止・安全問題担当)</u> をもって充てる。</p> <p>2 部長は、医療安全管理部の業務を掌理する。</p> <p>3 副部長は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 病院長が指名する診療科長又は副診療科長 1人</p> <p>(2) 専任リスクマネジャー</p> <p>4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは職務を代行する。</p> <p>5 部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 病院長が指名する内科系医師及び外科系医師 若干人</p> <p>(2) 病院長が指名する副薬剤部長 1人</p> <p>(3) 病院長が指名する副看護部長又は看護師長 1人</p> <p>(4) 事務局長が指名する事務職員 1人</p> <p>(5) その他病院長が必要と認めた職員 若干人</p>

6 部員は、部長の指示により第2に規定する業務に従事する。

(略)

附 則

この要項は、令和3年8月30日から実施し、改正後の第4第1項の規定は、令和3年7月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和3年7月1日付け病院組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

6 部員は、部長の指示により第2に規定する業務に従事する。

(略)